

あいちの離島サポーター受入支援事業業務委託基本仕様書

1 業務名

あいちの離島サポーター受入支援事業業務

2 目的

人口減少による地域の担い手不足が進むあいちの離島^{※1}において、関係人口（サポーター）による地域課題解決の取組への支援を行うとともに、各島において継続的なサポーター受入を行うための体制及び運営の仕組みづくりを目指す。

また、各島の地域課題解決の取組の紹介や関係人口潜在層を発掘するため、イベント活用によるPR、SNS等による効果的な情報発信を実施する。

※1 あいちの離島：佐久島、日間賀島、篠島

3 委託契約期間

契約締結の日から2027年3月12日（金）まで

4 業務内容

（1）サポーターの地域課題解決の取組支援

- ・各島での島民とサポーター（過去事業で連携した島外人材及びワーケーション等の参加企業や参加学生）による地域課題解決の取組への支援を行う。
- ・支援にあたっては、交通費等のサポーターの活動費用を負担することとし、取組の内容や支援の方法等を記載した実施計画書を事前に作成し、県に提出すること。

（2）サポーター受入の仕組みづくり

ア サポーター受入のための各島における意見交換会

- ・島内組織、島民等のサポーター受入のための持続可能な運営体制の構築に向けた検討をするため、各島において意見交換会を実施すること。実施方法及び回数は、受託者が提案し、県と協議の上決定すること。
- ・意見交換会では、サポーター受入の運営に携わる構成員の検討や参画調整、サポーター受入に向けた試験的運営を行うこと。
構成員の例：島内組織、地方自治体、地元企業、サポーター（プロボノ人材、副業人材、学生、民間企業）等

イ 三島交流会の開催

- ・三島の交流・意見交換をするための三島交流会を開催する。
- ・交流会の回数と内容は、受託者が提案し、県と協議の上決定すること。
- ・会議の参加者は、島内組織等から広く募ること。

ウ 島内コーディネーター育成研修

- ・サポーターからワーケーション等の要望や課題解決の取組への支援希望があった際に、各島での受入調整等を担う、島内コーディネーターの育成を行う。

- ・育成にあたっては、外部講師を招いた研修を行うこと。研修は、全6回程度、現地またはオンラインで開催すること。
- ・島内コーディネーターは、各島個人又は団体2者以上が参加するよう、調整すること。また、島民から推薦のあった島外人材又は島外団体の参加も可とする。
- ・研修の講師については、受託者が提案し、県と協議の上決定すること。
- ・研修の実施にあたっては、研修の内容、参加者、当日の実施方法等を記載した実施計画書を作成し、研修実施前に県に提出すること。
- ・研修の参加者へ各回ごとにアンケートを実施すること。

(3) イベント活用によるPR

- ・関係人口拡大のため、イベント等を活用し、PRを実施すること。
- ・イベントは、以下のイベントに出展すること。

時期	出展イベント名
2026年11月7日(土) 11月8日(日)	SDGs 子ども・ユースフェア
2026年11月中旬	アイランダー 2026

- ・イベント出展内容は、サポーターの地域課題解決の取組と関連する企画とすること。
- ・イベント実施にあたっては、西尾市及び南知多町と協力して行うこと。また、タイトル、プログラムの内容、参加者、広報手段、当日の運営方法等を記載した実施計画書を作成し、イベントの開催日1カ月前を目安に県に提出すること。
- ・イベント等で配布するパンフレット等の啓発資材は、必要に応じて作成すること。なお、過去の県離島振興事業で作成したものを使用する場合は情報を更新し、増刷すること。
- ・イベント終了後は、実施記録を作成し、県へ報告すること。

(4) SNS等による情報発信

- ・関係人口拡大のため、SNSやWEBサイト、その他の広報媒体等を活用し、情報発信を実施すること。
- ・実施にあたっては、以下のあいちの離島公式SNS及び既存のWEBサイトを効果的に活用すること。

あいちの離島公式SNS	アカウントURL
Facebook	https://www.facebook.com/rito.aichi/
Instagram	https://www.instagram.com/rito.aichi/
YouTube	https://www.youtube.com/@rito-aichi
note	https://note.com/ritoaichi/

既存のWEBサイト	URL
あいちの離島WEBサイト	https://rito.pref.aichi.jp/

- ・SNSは、有料広告を打つ等、発信した情報の閲覧数、再生数等が増加する手法を企画し実施すること。また、SNSごとの特性を考慮し、少なくとも月1回程度の

頻度で情報発信すること。

- ・WEBサイトは、事業全体の取組状況を発信すること。
- ・次年度以降の受託者がSNS及びWEBサイト運営を引き継げるよう、理解しやすい管理運営マニュアル等を作成すること。

5 事業実施による成果目標

- ・以下の成果目標を達成すること。

目標とする内容	目標値	目標値の根拠となる数値
島内コーディネーターの育成	各島1者以上	島内コーディネーター育成研修の参加者数
あいちの離島の関係人口の増加	300人以上	あいちの離島公式SNSのフォロワー増加数等

6 業務報告書

(1) 内容

業務終了後、成果をまとめた業務報告書（A4判、ファイル綴じ）、業務報告書（概要版）（事業実績等を簡潔にまとめたもの。A4判）を任意の様式で作成し、紙媒体2部（正・副各1部）及び電子媒体1組（DVD-R等）を提出すること。提出期限は、2027年3月12日（金）とする。

※業務報告書の提出に当たっては、事前に県と十分調整したものを提出すること。

※DVD-R等には、報告書の作成に使用した図表、グラフ等のデータも格納すること。

また、保存するデータ形式は、県が再利用できるものとする（不明な場合は、県に確認すること）。

(2) 提出先

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室

7 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業については、「愛知県離島振興計画」（2023年3月策定）における具体的な取組として実施するとともに、国の離島活性化交付金を活用した事業であることから、その趣旨に基づき事業実施に当たること。

また、本業務の委託料の使用範囲は、国の離島活性化交付金の趣旨に基づき、次のとおりとすること。

項目	可否
備品購入費	委託料に含まない。ただし、1件の価格が5万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）の物を除く。
備品のリース・レンタル料	委託料に含む。
イベント等を実施する際の費用	イベント参加者の食事代、懇親会費、お土産代、本体工事を伴わない施設改修（エアコンや照明取付）はいずれ

	も委託料に含まない。
ノベルティグッズ作成費	島のPRになるもので、かつ少額（1個300円程度まで）のものは委託料に含む。

※委託料の使用範囲に疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上決定する。

- (2) 本事業の実施に当たっては、西尾市及び南知多町の総合計画や総合戦略等の各種計画と整合性を図るとともに、当該市町及び関係機関と適宜連絡調整や情報共有を行うこと。
- (3) 委託期間中は、本事業全体の運営を管理する統括責任者を1名配置すること。また、業務内容全般を常に把握している主担当者を置き、業務実施方法や進捗情報の確認等、円滑な事業実施のため、県と連絡を密にして事業全体の管理を行うこと。
- (4) 「あいちの離島サポーター受入支援事業業務委託先募集要項」に基づいて提出した企画提案書を踏まえつつ、契約後速やかに具体的な事業内容、実施時期（期限）、達成目標等を記載した業務計画書を作成し県の承認を得ること。
- (5) 業務の着手に当たり、県と十分な打合せを行い、また業務中にも県が必要と認めた場合には随時打合せを行い、積極的に目標達成に努めること。また、県に代わって地元関係者や関係機関等との打合せ等に参加する場合は、事前に県の意向を十分に確認し、それを踏まえて対応すること。打合せ後は、原則として3日以内に記録簿を提出すること。ただし、緊急性の高い場合は、速やかに県に一報を入れること。
- (6) 県と打合せ又は協議を実施したときは、その都度記録を作成の上、原則として3日以内に県に提出すること。
- (7) 県が必要と認めた場合に、その都度報告を行うこと。
- (8) 本事業のほか、県が実施する他の事業と重複がないように整合性を取りつつ積極的に連携をとって業務に当たること。
- (9) 業務の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保全に万全を期すこと。
- (10) 委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を再委託する場合については、企画提案時の業務実施体制に明記すること。再委託先を変更する場合は、県の承認を得ること。また、再委託先の業務の履行については、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとするとともに、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (11) 愛知県財務規則等の関係規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- (12) 本事業の成果品の著作権は、県に帰属するものとする。
- (13) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権者等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (14) 自然災害や感染症等、不可抗力により、業務内容に定める各事業の実施が困難となった場合は、県と協議のうえ、この仕様書に定める事項を変更することができるものとする。

- (15) 契約期間中又は契約期間終了後において、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は協力すること。
- (16) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。